

住民自主企画活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今日の住民の高度化・多様化する住民ニーズに対応するため、住民（個人・団体）が自ら講演会、ワークショップ、学習会、発表会、展示会、各種大会等を企画または参加し、さらには本町のPRに繋がる物品製作など、生涯学習の機会を通じて地域力向上に資する事業に対し、予算の範囲内において補助することにより、今日的課題の解消及び個人・団体の活動の促進、向上を図ることを目的とする。

(対象となる事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 町民を対象とした生涯学習活動に関連する講演会、ワークショップ、学習会事業
- (2) 地域力向上、文化振興に繋がる事業
- (3) 町のPRに繋がる事業（物品製作も含む）
- (4) その他教育長が適当と認める事業

2 次の事項に掲げるものは、補助の対象としないものとする。

- (1) 団体等の関係者のみを対象とした事業
- (2) 営利（事業）を目的とした事業

(補助の対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に居住する個人又は団体であること。
- (2) 補助を受けなければ、事業の実施が困難であること。

(補助の額)

第4条 補助する金額は、1事業につき別表に定める額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、あらかじめ申請書に事業予算書・事業概要が分かる書類を添えて申請しなければならない。なお、補助金の申請は、年1回限りとする。

(交付の決定)

第6条 前条の規定による申込があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し申請者に通知する。

2 前項の規定により住民自主企画活動支援事業補助金の交付を決定したときは、申請者

に補助金を交付する。

(申請事項の変更)

第7条 申請者は、第5条により申請した内容に変更が生じた場合は、変更申請書を提出しなければならない。

(補助金の返還又は取消)

第8条 次の各号又は、町費補助金交付規則第8条に該当すると認めるときは、住民自主企画活動支援事業補助金の交付決定の全部若しくは、一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 開催しなかったとき。
- (3) 事業の執行又は経費の収支の方法が不適當と認められるとき。

(実施報告)

第9条 申請者は、事業が終了したときは、速やかに事業決算書・領収書・実施状況写真を添えて実施報告書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

住民自主企画活動支援事業補助基準

住民自主企画活動支援事業において、補助する金額は、上限額の範囲内において下記により算定された額とする。

記

区分	算定基準	備考
講師謝礼金	町内居住者 5千円 町外居住者 10千円	
交通費	南富良野町職員の旅費に関する条例に規定する範囲内の額とし、現に支払う額	※町外居住者の講師及び町内居住者が町のPRに繋がる発

	を補助対象とする。自家用車を使用する場合の車賃は、路程1キロメートルにつき20円により算出した額を補助対象とし、1キロメートル未満の端数が生じるときは、切り捨てる。	表会、展示会等を町外で実施する場合は対象とする
宿泊費	南富良野町職員の旅費に関する条例に規定する範囲内の額とし、現に支払う額を補助対象とする。	※町外居住者の講師及び町内居住者が町のPRに繋がる発表会、展示会等を町外で実施する場合は対象とする
事業消耗品	事業で必要とされる材料費等	※飲食物は助成対象外とする
使用料	会場使用料及び機材等の借上料、駐車料金	

1. 補助金の上限額は、1事業につき30千円とする。

但し、一般参加型の事業で50人以上または、地域振興に繋がることが十分に見込める事業を対象として実施されるものについては、特別事業加算として20千円を加算することができる。